2　この政令における原産地については、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第四条の二第四項に定めるところによる。

（税率）

第二条　特定貨物に課する暫定不当廉売関税の税率は、六十九・四パーセントとする。

（提出書類）

第三条　税関長は、トルエンジイソシアナート又は保税工場若しくは総合保税地域において行われたトルエンジイソシアナートを原料の一部とする製造による製品である外国貨物を輸入しようとする者に対し、当該トルエンジイソシアナートの原産地を証明した書類を提出させることができる。

2　関税法施行令第六十一条第二項及び第三項並びに関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十八条の規定は、前項の書類について準用する。この場合において、関税法施行令第六十一条第二項中「同号の便益を受けようとする」とあるのは「その証明に係る」と、関税暫定措置法施行令第二十八条中「蔵入れ申請等がされる物品については、当該蔵入れ申請等。以下この章において同じ」とあるのは「当該証明に係る物品について蔵入れ申請等がされる場合（以下この条において「蔵入れ申請等の場合」という。）にあつては当該蔵入れ申請等とし、当該証明に係る物品が特例申告に係る貨物である場合（蔵入れ申請等の場合を除く。）にあつては当該特例申告とする」と読み替えるものとする。

（関税法の適用）

第四条　特定貨物に課する暫定不当廉売関税及び法の別表の税率（条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合にあっては当該特別の規定による税率、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二第一項第三号の規定の適用がある場合にあっては同号の税率とする。）による関税については、それぞれ別個の関税として関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二章の規定を適用する。

附　則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

府令・省令

○内閣府財務省令第五号

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第一条の三第一項第八号イの規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令

沖縄振興開発金融公庫法施行規則（昭和四十七年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第二号ハを次のように改める。

ハ　施行再建マンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第七号に規定する施行再建マンションをいう。）又は売却再建マンション（同項第十号に規定する売却マンションが除却されるとともに、当該売却マンションの敷地（これに隣接する土地を含む。）に新たに建設されるマンションをいう。）であって、敷地面積が三百平方メートル以上であること。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○国土交通省令第九十四号

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十号）の施行に伴い、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「、公害健康被害補償予防協会」を削り、「地方競馬全国協会」の下に「、中間貯蔵・環境安全事業株式会社」を、「独立行政法人科学技術振興機構」の下に「、独立行政法人環境再生保全機構」を加え、「、日本環境安全事業株式会社」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第十一号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十二月二十四日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第三局環境検査課の事務分掌事項欄中「日本環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。